

特定非営利活動法人〇〇〇〇 定款

第 1 章 総 則

～ 略 ～

第 1 0 章 雑 則

(細則)

第 5 5 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	○	○	○	○
副理事長	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監事	○	○	○	○

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 1 6 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 1 8 年 6 月 3 0 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 4 7 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 4 8 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 1 8 年 3 月 3 1 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 4 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 入会金 ○〇〇円
  - (2) 年会費 ○〇〇円

附 則

この定款は、令和 年 月 日から施行する。

注意!

【設立当初の附則は変更不可】

法人成立後に、総会(又は理事会)の議決により、

- ・役員の変更
- ・会費等の変更

があつた場合でも、設立当初の附則は一切書き替えてはいけません。

※ 定款本文の変更があつた場合にのみ、下のような附則がその都度追加されます。

【定款変更の認証申請時】

所轄庁に申請する段階では、日付は空欄しておきます。  
 なお、この一文のみの場合、通し番号は不要です。

【定款変更の認証書が到達した場合】

所轄庁が認証した場合、認証となつた日付(認証書の日付)を記入します。

【定款変更の届出を提出した場合】

総会の議決をもって効力が生じますので、定款変更の施行日(変更となつた日)を附則に明記します。  
 令和元年10月1日の総会において、定款に規定されている事務所の所在地の変更が議決された例です。  
 また、総会で事務所移転日を議決した場合は、その移転日になります。  
 登記に記載された移転日と同じか確認してください。

附 則

この定款は、令和元年9月3日から施行する。

附 則

この定款は、令和元年10月1日から施行する。